向日葵 HIMAWARI

vol.307
令和8年
公益社団法人
東村山法人会
会報誌



【山梨県】河口湖大石公園　紅葉したコキアと富士山

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column ▶P2-3
税務署だより ▶P4-5
わかりやすい事業承継／立川都税事務所からのお知らせ ▶P6
地域の名所／地域のイベント情報 ▶P7
社労士コラム ▶P8
ご案内 令和9年新春講演会／実施報告 租税・科学教室 ▶P9
会社紹介 ▶P10
ご案内 法人会税務セミナー／オンライン日商簿記3級講座／無料セミナーオンデマンド ▶P11
実施報告 税制セミナー(新設・決算・税務教室)／税制研修会(運輸部会)／パソコン教室(上期) ▶P12
実施報告 経営者向けセミナー「お金の守り方と増やし方」／生成AIの専門職実務での活用術 ▶P13
ご案内 市民・産業まつり法人会ブース出展／法人会入会案内／新入会員新人コーナー ▶P14
人人 ▶P15
ご案内 新年賀詞交歓会 ▶P16
ご案内 会統一会員増強期間お知らせ等／各ブロック会員増強決起大会 ▶P17
実施報告 ブロック・支部活動／厚生連絡協議会 ▶P18
ご案内 法人会行事／東京都最低賃金のお知らせ ▶P19
レシピ ▶P20

ちょっと知りたい
税理士 column

2009年3月3日の日本

ここに2009年3月3日の茶色く色あせた日本経済新聞がある。

この時、米国発の世界金融危機リーマンショックが発生して半年がたち世界は深刻な状態が続いていた。新聞のページをめくるとNYダウが11年ぶりに一時7000ドルを割れたと報道されている。日経平均の前日終値は7,280円であった。



この日本経済新聞には「経済教室」が連載されている。経済学者が日替わりで執筆していて、難しい用語であふれており私が普段目を通すことはめったになかった。

タイトルは「デフレ、90年代より深刻に」

- **欧州の金融緩和浸透せず、中国もゼロ成長**
- **需給ギャップ拡大で日本のデフレが悪化**
- **デフレ脱却にマイナス金利政策検討を**

とある。さらに太字タイトルで

「現金・国債などに課税」

「消費などへ資金をシフト」

私は**マイナス金利？現金預金・国債に保有課税！**それらのキーワードにひかれて読んでみた。深尾光洋氏は当時の日本経済研究センターの理事長で今は慶応大学の名誉教授である。2012年には国会で参考人としてデフレと円高について説明をしていた方だ。

この論文は前半で、**当時の世界経済のデフレの状態が米国発金融危機→ヨーロッパ・中国の急減速→日本経済は急激な冷え込みから再度デフレスパイラルに直面している**と説明している。少々長いが後半はそのまま紙面から引用する。

〈引用開始〉

デフレ経済の下では、金利が低くても貸し倒れリスクのない現金や政府の信用に裏打ちされた預金、国債などを保有するインセンティブ（誘因）が強まる。物価が下落している状況では、地価、株価は下がるが、現金は価値が低下しない。このため設備投資や住宅投資が低迷し、現預金の保有が増加する。



金融政策面では、日銀がさらに量的緩和や企業債務の直接買い入れを進めることで、ある程度は景気を下支えできるが、効果は限定的である。巨額赤字を抱える財政にも景気を支える余力はあまり残っていない。為替相場の円安誘導についても、海外景気が好調だった2003－2004年とは異なり強い非難を浴びる可能性が高く、採用は無理だろう。

では、全く打つ手がないのか。そこで今後検討が必要だと思われるのが、金利をマイナスにすることの是非である。

もちろん、単に日銀がマイナス金利で銀行や企業にお金を貸し出しても、銀行貸し出しを拡大させる効果はあまりない。これは現金という安全資産が大量にあるからだ。銀行も日銀からマイナス2%でお金を借りられるのであれば、日銀から借りられるだけ借金をし

経済新聞の経済教室を読む
深尾光洋氏の論文から 前編

税理士
下田 壮一

て現金を積んでおくだけで、リスクなしの2%の利ざやを稼ぐだろう。

だが課税をうまく使うことで、政府は税収を得ながら景気を刺激することが可能である。これは、実質的に金利をマイナスにする政策であり、こうした「マイナス金利政策」は今後、検討に値しよう。

マイナス金利はケインズが『一般理論』で紹介した、シルビオ・ゲセル(ドイツ人の経済学者)の紙幣に対する印紙税構想として知られている。ゲセルはお札の裏に印紙をはる欄を多数設け、毎週印紙をはりつけないとお札が流通できなくすることで現金に課税することを提案した。

今日では、ATMや自動販売機が普及しており、お札に印紙をはって流通させるのは大変不便である。また現金のほかにも、政府保証のある預金、クレジットカード、デビットカード、電子マネーなどが支払いのために広範に使用できる。このため現金だけに課税しても、支出を刺激する効果は限られている。しかし、課税方式を変えることで有効になる。

例えばお金に使用期限をつけるか、使用しなければ価値が下がっていくようにすればよい。どんなに物価が下がっていても、家電量販店のポイントや、航空会社のマイレージは、使用期限が切れる前に使うのと同じである。



そこで、政府が価値を保証している現金、預金、国債などの金融資産に対し、デフレによる実質価値上昇分を課税すればよい。同じ金額の安全資産で購入できる財・サービスがデフレで増加する分を、税金で政府が吸収するのだ。課税対象は日本政府が直接間接に元本を保証する円建ての金融資産であり、国債、地方債、預金、現金などである。新券を印刷し、旧券と交換するとき手数料を取ればよい。

そうすれば、課税対象の安全資産から、株式、社債、耐久消費財、不動産などに資金がシフトし、景気は刺激される。銀行も課税される日銀当座預金を減らし貸し出しを増加させるだろう。政治的には大きな困難を伴うだろうが、税率2%で30兆円以上の税収が見込める。これは全国民に20万円現金を支給してもおつりが来る金額になる。

〈引用終わり〉

次回この論文に対する感想を書きたいと思います。



Profile 下田(しもだ) 壮一(そういち)



西武池袋線 清瀬駅北口そばで税理士事務所経営。
平成12年税理士試験合格。
同16年1月独立。
30歳まで信用金庫職員。61歳。
小平市、清瀬市等で税務相談10日以上。
法人会の決算法人説明会等で毎年講師を務める。
令和5年に再開発で自らのビルが収用されるという特異な経験をする。資産税も強い。

《事務所所在地》
清瀬市元町1-13-29　小山ビル2階201号室
《ＴＥＬ》090-6501-1982
《E-mail》souiti@msi.biglobe.ne.jp

税務署だより

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）
年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？



2分で分かる！
年末調整の電子化！

電子化の概要 いいね!! e-年調
（1分56秒）

1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算

②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化関係パンフレット等はこちら

③従業員による3ステップ

発行主体　マイナポータル



1．準　備
控除証明書等をデータで取得（※）

2．作　成
申告書をデータで作成

3．提　出
勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。

※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えてきていることなどを踏まえ、**令和9年分以降**はスマホ版のみの提供となります。

現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合には、スマホ版への移行をお願いいたします。

年調ソフトはこちら

国税庁　法人番号7000012050002　R8.9

所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）の送付に関するお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、翌年使用する「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」や、所得税法の改正事項（昨年からの変更点）などを案内した「リーフレット」を送付しておりましたが、これらのうち「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」については、令和11年の年末調整の時期※から、法人税や消費税をダイレクト納付などの「キャッシュレス納付」を利用して納付されている方に対しまして、送付しないことといたします。

源泉所得税の納付についても、法人税や消費税と同じく「キャッシュレス納付」の手続をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※１　一部の法人の方（地方公共団体の方や金融機関の方など別途個別に連絡をしている方）については、令和９年の年末調整の時期から、順次、「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」を送付しないことといたします。

２　引き続き、税務署や金融機関で「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」により納付を行われる方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。



第34回 わかりやすい 事業承継

東村山法人会･会員の皆様、こんにちは。中小企業診断士の上甲 覚です。

東村山法人会様には、毎月開催されている事業承継無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

うだるような猛暑日、酷暑日だった8月から一転、9月に入ってから雨の日が延々と続く東京ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか?全国で想定を大幅に上回る雨を記録しており、今後も災害が起きないか心配になります。万が一の無いよう、日ごろから災害に備え、しっかりと対応してまいりましょう。

さて、中小企業のオーナー経営者にとって、事業承継や相続の際に大きな問題となるのが「自社株」の評価だと思います。その評価方法が、2028年にも約60年ぶりに大きく変わる可能性があります。現在、非上場株式の評価には、主に「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」が使われています。類似業種比準方式は、似た業種の上場会社の株価を基準に、自社の利益･配当･純資産などを比較して株価を算出する方法です。一方、純資産価額方式は、会社が保有する土地や建物などを時価（相続税評価額）に置き換え、資産から負債を差し引いて評価します。

ところが、こうした仕組みについて「同じ会社でも評価方式によって株価に大きな差が生じる」「会社規模によって評価額が急変する」といった問題が指摘されてきました。国税庁も2026年4月から有識者会議を開催し、評価方法の抜本的な見直しを進めています。そして8月20日の第5回会議で示されたのが、「残余利益方式」と呼ばれる新たな考え方です（図表参照:日本経済新聞HP）。

非上場株の評価方法が変わる

現行ルール	企業	新ルール(国税庁案)
事業内容が似ている上場企業の株価を参考にする方式	大規模	企業の純資産や利益から算定する 残余利益方式
2つの方式を併用	中規模	計算式のイメージ：（簿価純資産＋残余利益×5年分）×一定の係数
資産から負債を引いて評価する方式	小規模	

（注）取材に基づく。新ルールでも資産管理会社などは資産から負債を引いて評価する方式で算出する

【株式価値 ＝ 簿価純資産 ＋（又は－）数年分の残余利益】

つまり、「会社が今どれだけ財産を持っているか」に加えて、「その会社が通常以上にどれだけ利益を稼ぐ力を持っているか」を評価する仕組みです。有識者からは残余利益を「5年分」程度反映させる案も出ています。

今回の改正のポイントは、「会社規模による区分」を原則なくし、**類似業種比準方式を廃止**する方向が示されていることです。また、現在の純資産価額方式も一般企業の原則的な評価方法ではなく、資産保有会社など一定の会社に限定して残す方向が検討されています。少数株主などに用いる「配当還元方式」は、適用範囲を見直したうえで存続させる方向の様です。

この変更で特に影響を受けそうなのが、長年利益を蓄積し、収益力の高い優良企業です。日本経済新聞の試算では、ある企業では株式評価額が9,600万円から3億円へ約3倍となるケースも紹介されています。一方、「赤字企業」や「収益力の低い企業」では、現在より評価額が下がる可能性もあります。

国税庁は2027年度税制改正に向けて制度設計を進め、最短で**2028年1月からの適用**を目指しています。ただし、計算式や係数、経過措置などはまだ確定していません。

それでも、利益を蓄積してきた中堅･中小企業にとって、自社株評価の常識が変わる可能性は十分あります。特に数年以内に株式贈与や事業承継を予定している企業は、「2028年以降なら自社株はいくらになるのか」まで視野に入れ、2027年までの「事業承継スケジュール」を検討する時期に入ったといえそうです。

Profile
執筆
中小企業診断士 上甲（じょうこう） 覚（さとる）



立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導･助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内･親族外承継。M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会･税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。

Office 株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2番26号 SKビル4階
03-5227-3601 03-5227-3604
joko@kokudokouei.co.jp http://www.kokudokouei.co.jp/
ミライサポート合同会社 〒170-0013 東京都豊島区東池袋2-62-8 BIGオフィスプラザ池袋1206
070-5464-2789 メールアドレスは上記と同様です。

立川都税事務所からのお知らせ －都税についてのお知らせ－

来所せずにお手続ができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請･届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申　告
- ✓ 電子申告
  - ･eLTAX
  - ･LoGoフォーム
- ✓ 郵送
  （所管事務所 宛）

申請･届出
- ✓ 電子申請･届出
  - ･eLTAX
  - ･LoGoフォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）
  （一部の手続を除く。）

納　付
- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
  （インターネットバンキング･モバイルバンキング･ATM）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得
- ✓ 郵送（キャッシュレス決済）
- ✓ 郵送（定額小為替）
- ✓ 電子申請

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

※各種サービスのご利用条件･方法等の詳細は、東京都主税局ホームページをご覧ください。

主税局HP▶

地域の名所

東村山市　萩山公園



西武線萩山駅からほど近い東村山市立「萩山公園」に、2025年9月、新設エリア「ぽかぽか広場」が全面開園しました。市民参加のワークショップやアンケートを重ねて整備された、地域の声が息づく公園です。東京都認定民設公園「萩山四季の森公園」を挟むように、東側には木々に囲まれた広場、西側には雑木林の面影を残す「ざわざわ森」と「ぽかぽか広場」があります。ぽかぽか広場には、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具や健康遊具、草地広場を整備。防災井戸やマンホールトイレ、かまどベンチなども備え、災害時には地域を支える防災拠点となります。交流施設「はぎま」では、飲食物の提供やイベントも行われ、人と人がつながる新たな居場所になっています。多摩湖自転車歩行者道にも面しており、散歩やサイクリング途中のひと休みにもぴったり。子どもから大人まで楽しめる、東村山の新しい憩いの場です。





場　所　東村山市萩山町三丁目26番地22

地域のイベント情報

清瀬市

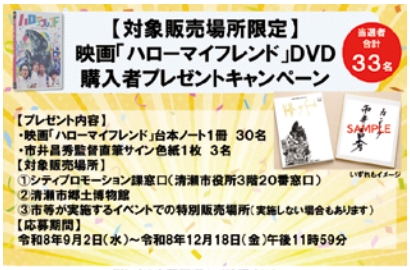
清瀬市市制施行55周年映画「ハローマイフレンド」のDVD販売中!

購入者キャンペーンも実施中!

清瀬市市制施行55周年映画として制作した映画「ハローマイフレンド」のDVDを販売しています。また購入者プレゼントキャンペーンも実施していますのでぜひご購入ください!

★販 売 額：3,500円／1枚
★販売場所：●シティプロモーション課窓口（清瀬市役所3階20番窓口）
（平日午前8時30分から午後5時まで。
ただし、11月2日以降は午後4時まで）
●清瀬市郷土博物館
（午前9時から午後5時、月曜日休館（祝日の場合はその翌日））
★問 合 せ：清瀬市シティプロモーション課プロモーション係
☎042-497-1808

【販売場所限定】
映画「ハローマイフレンド」DVD
購入者プレゼントキャンペーン



対象の販売場所で映画「ハローマイフレンド」のDVDをご購入いただき、ご応募いただいた方のなかから抽選で33名様に、映画「ハローマイフレンド」にまつわる貴重なプレゼントをお贈りします。ぜひご応募ください!

★応募期間：令和8年12月18日（金）午後11時59分まで
詳しくは市ホームページをご覧ください。

西東京市

東京文化財ウィーク2026

身近な文化財を知り、親しんでいただくため、楽しいイベントを開催します。

❖保谷のアイ

秋の美しい屋敷林で、藍染め体験や野草観察、民具などさまざまな展示が楽しめます。

★日 時：11月3日（火・祝）　午前10時～午後3時
★場 所：下保谷四丁目特別緑地保全地区
※荒天中止 ※駐車場なし ※当日連絡先 070-1362-0847
★共 催：下保谷の自然と文化を記録する会
髙橋家屋敷林保存会

❖特 別 展

戦争と詩 まちの記憶 ―戦災の記録と詩人の感受性―

空襲で甚大な被害を受けた西東京市。地域の戦災記録と、戦時下の精神の枯渇にあらがい続けた茨木のり子の詩と言葉を通し、平和への不変の思いを伝えます。

★日 時：10月24日（土）～11月29日（日）
午前10時～午後5時
（月曜日・火曜日休室）
★場 所：郷土資料室
★地域学習推進課（田）☎042-420-2832

市HP

社労士 コラム column

令和8年10月1日から カスハラ防止義務が施行

「安全配慮義務とは事故を防ぐだけではなく、パワハラ、メンタル不調、カスハラ、長時間労働などから従業員を守ることも経営者の重要な責任」です。**令和8年10月1日からカスハラ防止義務が施行**されますが、**現在の企業経営にそのまま教訓になる厚労省掲載の裁判例**があります。

❶業務委託先へのセクハラ・パワハラでも会社責任認定

東京地裁の「アムールほか事件」では、業務委託契約だった女性に対して代表者がセクハラ・パワハラを繰り返しました。裁判所は、実質的に会社の指揮監督下で働いていたことなどから、会社にも安全配慮義務があると認め、会社と代表者に連帯して慰謝料140万円などの支払いを認めました。

ポイント 「正社員じゃないから会社には責任がない」は危険。外注、業務委託、派遣、フリーランスなど、**実際の仕事のさせ方や指揮命令関係**も考える必要があります。

❷カスハラ対策をしていた会社は、安全配慮義務違反が否定された例

NHKサービスセンター事件では、従業員が顧客から暴言・わいせつ発言などを受け、安全配慮義務違反を訴えましたが、裁判所は会社の責任を否定しました。

理由として重要なのが、会社が ●カスハラへの対応ルールを設定 ●従業員に周知 ●実際の対応方法を具体化 ●相談・カウンセリング体制を整備 ●実際にルールに沿って運用 していたことです。**「カスハラを完全になくせるか」ではなく、「起きたときに会社として従業員を守る仕組みがあったか」**が重要になります。

❸メンタル不調は「本人から相談がなかった」では済まない

厚生労働省は、安全配慮義務について、メンタルヘルスの不調は本人が申告しにくい情報であるため、**本人から申告がなくても、企業は労働環境や健康状態に十分注意する必要がある**としています。

例えば、 ●明らかに残業が増えている ●以前と比べミスが増えた ●遅刻・欠勤が増えた ●上司から強い叱責を受け続けている ●「眠れない」「体調が悪い」と言っている ●仕事を抱え込んでいる といったサインを会社が放置すると、後から問題になる可能性があります。

◆経営者向け「安全配慮義務 5つの防止策」

❶「相談できる会社」にする 「何かあったら社長に言って」だけでは不十分。
上司 ➡ 人事・総務 ➡ 外部相談窓口など、複数の相談ルートを用意する。

❷ハラスメントを「個人の問題」にしない 「〇〇さんは昔から厳しい人だから」で済ませない。
会社として、何がアウトなのか、どこまでが指導なのかを明確にする。

❸カスハラ対応マニュアルを作る

❹「長時間労働＋叱責」をセットで見る 長時間労働 × 上司の叱責 × 睡眠不足 ×
ミスの増加のように、複数の危険サインを見る。

❺問題が起きた後の「初動」➡ 専門家への相談 ➡ 再発防止という流れを決めておく。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美
2026年10月1日現在

◇石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◇オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、ワンストップソリューションサービスチーム主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
◇昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
◇保有資格 社会保険労務士 (平成10年11月)
◇平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労務士資格取得
◇平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得 (全国社会保険労務士連合会)

事務所
◇所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
◇TEL 090-1738-7991
◇e-FAX 050-3133-0539
◇e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
◇HP https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu

令和9年 新春講演会のご案内



日　時　令和9年 1月18日(月)15時30分～17時00分

会　場　ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

講　師　西　剛志　氏（脳科学者(工学博士)）

演　題　世界的にうまくいく人たちの脳と心の使い方と脳の老化を防ぐ方法

参加費　無料

定　員　200名(予定)、入場順でのご案内となります。
詳細申込案内は、当会HP等で12月にご案内します。

問合せ　(公社)東村山法人会事務局　☎042-394-7654



西　剛志　氏

プロフィール

〈肩 書〉脳科学者（工学博士）/ 分子生物学者/T&Rセルフイメージデザイン代表取締役
〈略 歴〉東京工業大学大学院生命情報専攻修了。2002年に博士号を取得後、特許庁を経て、うまくいく人とそうでない人の違いを研究する会社を設立。子育てからビジネス、スポーツまで世界的で成功している人たちの脳科学的なノウハウや、大人から子供まで才能を引き出す方法を提供するサービスを展開。企業から教育者、高齢者、主婦など、3万人以上をサポート。著書に「結局、どうしたら伝わるのか？脳科学が導き出した本当に伝わるコツ」、「脳科学でわかった仕事のストレスをなくす本」、「80歳でも脳が老化しない人がやっていること」（いずれもアスコム刊）などがある。

租税・科学教室　実施報告

9月5日(土)今回で11回目となる「租税・科学教室」を西東京市の多摩六都科学館で開催しました。租税・科学教室は、税制・社会貢献委員会と青年部会が協力して開催しているもので、小学生に対して税金の役割や重要性を理解してもらうとともに、自然科学への興味を持ってもらおうと企画しているものです。併せて社会貢献事業の一環として地元養護施設の子供さんたちを招待しました。受付で小学生の皆さんに法人会のバッグやノート等をプレゼントし、最初に租税教室に参加いただきました。租税教室では、矢ヶ崎税制・社会貢献委員長挨拶の後、青年部会による税金に関するお話しやクイズを実施して、参加した子供さんに税金の重要性や必要性について学んでもらいました。また、小学校のプール建設に必要な費用「1億円」のレプリカを披露し、参加した子供さんたちにその重さを実感してもらいました。1億円の重さにその場は大盛況となりました。租税教室終了後にアンケートをお願いするとともに多摩六都科学館のプラネタリウムと大型映像の鑑賞券を参加者に配布し、自然科学についても学んで貰いました。税制・社会貢献委員と青年部会が一致協力して準備や運営を行い、沢山の子供たちの笑顔とにぎやかな雰囲気に包まれ、有意義な租税・科学教室となりました。



矢ヶ崎税制・社会貢献委員長の挨拶



青年部会による租税教室



1億円（レプリカ）重さの体験



青年部会と税制・社会貢献委員長

会社紹介

株式会社サンフォワード

代　　表　中野　光雄
所 在 地　清瀬市松山1-4-21
　　増田ビル1F
電話番号　042-494-7230
所　　属　清瀬支部



東村山法人会青年部　清瀬行政区の中野光雄と申します。

日頃より法人会活動では大変お世話になっております。簡単にではございますが、自己紹介をさせていただきます。

学生時代から社会人への歩み

学生時代はサッカーに打ち込み、20代前半までは競技者として汗を流しておりました。同世代が就職を迎える時期に一発発起し、夜間大学に入学。昼間はカード会社の法人営業に従事いたしました。人と話すことが好きだったこともあり、在学中から営業職という仕事に大きなやりがいを感じておりました。

地元・清瀬での独立と「ほけんのひまわり」の創業

大学卒業後の2011年、27歳の時にご縁をいただき、三井住友海上火災保険(川越支店)に入社いたしました。3年ほど実践的な経験を積んだのち、30歳の時に地元・清瀬市にて独立し、来店型保険ショップを開業いたしました。

2014年からは「ほけんのひまわり」として清瀬駅前で営業を開始し、今年で12年目を迎えます。「ひまわり」という店名は、地元・清瀬の名所であるひまわり畑に由来しており、「清瀬を代表する保険ショップとして、地域の皆様の暮らしとお仕事をお守りしたい」という強い想いを込めて名付けました。







有難いことに、地元清瀬市をはじめ近隣の東村山法人会の会員様とも多数ご契約をいただき、現在はスタッフ4名で経営しております。

コロナ禍での苦難と自動車事業への進出

順風満帆に見えた経営ですが、2020年頃の新型コロナウイルス感染拡大により来店数が激減するなど、厳しい状況に直面いたしました。この状況を打開すべく、日頃からご相談の多かった自動車関連の課題に着目いたしました。親族の経営する修理工場とも連携し、「保険とお車の手続きをワンストップでお手伝いしたい」と考え、2021年7月に新車カーリース専門店「ジョイカル清瀬店」を開業いたしました。

当初は世界的な半導体不足による納期の遅れなど苦労もございましたが、地域の皆様のご愛顧により、現在では新車・中古車の販売やリースを合わせて年間約50台をお届けできるまでになりました。また、事故時のレンタカー事業も開始し、万が一の際にも迅速に代車を提供できる体制を整えております。

2026年、新たなスタートと今後の展望

そして2026年9月、FC契約の終了に伴い、新たに「ひまわりカーリース」と中古車買取専門店「買取カーマッチ」を併設オープンいたしました。新店舗では、新車だけでなく中古車のリースや買取りにも対応し、お客様のご予算やニーズに合わせた、より幅広いご提案が可能となっております。

今後も「万が一の際の保険」と「快適なカーライフを支えるお車」の両面から、地域社会のお困りごとを解決してまいりたいと考えております。地元清瀬ならびに東村山エリアの皆様のお役に立てるよう、従業員一丸となって地域貢献に努めてまいります。

法人会活動などでお会いした際は、ぜひお気軽にお声をかけていただけますと幸いです。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

税務セミナーのご案内

東村山法人会

会　場
東村山法人会館

参加費無料!!
要申込

セミナー名	月日(曜日)	時　間	セミナー名	月日(曜日)	時　間
決算法人説明会	11月　4日 (水)	13時～15時30分	年末調整実務研修会②	11月16日 (月)	午前10時～12時 午後14時～16時
年末調整実務研修会①	11月　9日 (月)	午前10時～12時 午後14時～16時	新設法人説明会	11月25日 (水)	13時～15時45分
税務教室 「消費税のあらまし」	11月10日 (火)	15時～16時			

※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※年末調整実務研修会については、各回同一内容となります。
※会場は3階になります。エレベーターがございませんのでご了承ください。

申込はお電話で承ります
☎042-394-7654

ご案内　オンライン　日商簿記3級

簿記の基礎から決算の手続きまで、簿記一巡の流れを学習します。
また、簿記の知識がない方のつまずきやすい論点を詳しく解説したテキストなので安心して学習できます。

〈視聴期間〉令和９年１月21日(木) ～ ３月17日(水)８週間　オンライン講義
〈対 象 者〉新入社員、営業職、経理担当者、経営者
簿記の知識を習熟したい方、自身のスキルアップとして興味のある方
〈講　　師〉足立 篤保 氏
(資格の学校TACで活躍する教え方に定評のある人気講師！)
〈受 講 料〉(税込) 会員：4,400円　／　非会員：5,500円

詳細は同封のチラシをご覧ください

ご案内　東村山法人会より 無料セミナーオンデマンド

参加無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ 東村山法人会 で 検索

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約700本のセミナー
がご覧いただけます。



ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。
☎042-394-7654

公開中コンテンツー例

	セミナー名	講　師	分数
経営一般	定着率を高めて業績を躍進させる5大ポイント	北　宏志	31分
承継事業	中小企業でもできる事業承継に向けたM&A	和田 誠也	35分
管危理機	知って備える防災・減災・BCP	松田　哲	78分
労務	メンタルヘルスから考えるハラスメント対策	伊庭 和高	85分

報告

税制セミナー等

新設法人説明会

9月16日(水)東村山法人会館において、松本敦彦税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れに関する講義を行っていただきました。





松本税理士



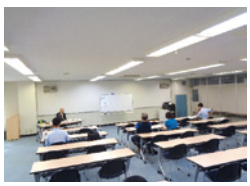
講義風景

決算法人説明会

8月5日(水)及び9月9日(水)に東村山法人会館において、下田壮一税理士、會津隆行税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい！会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。



下田税理士



講義風景

税　務　教　室

令和8年度も引き続き税務教室(全10回)を開催しております。

8月18日(火)及び9月15日(火)に東村山法人会館において、東村山税務署成瀬国税調査官を講師にお迎えし、第4回として「寄附金と交際費の取扱い」、第5回として「適格請求書等保存方式の概要」について講義いただきました。また、下記のタイトル(科目)で年間を通じて開催を予定しております。興味のあるタイトルのみご参加も可能です。



成瀬国税調査官



講義風景

- ●第6回　令和8年度税制改正の概要
- ●第7回　消費税のあらまし
- ●第8回　消費税申告書作成講座～原則課税～
- ●第9回　消費税申告書作成講座～簡易課税～
- ●第10回　法人税申告書作成講座

報告

税制研修会（運輸部会）

8月19日(水)、法人会館において運輸部会税制研修会を開催しました。講師に東村山税務署の担当官をお招きし、令和8年度税制改正について、説明をいただきました。



講 師
清水上席国税調査官



研修状況

報告

パソコン教室（上期）

4月7日(火)～9月8日(火)の間、パソコン教室(上期)を法人会館で開催しました。講師に東村山市シルバー人材センターより萩森先生をお招きし、受講者に対しワード・エクセル・パワーポイントの基礎や応用に関する教育・指導をしていただきました。

下期につきましても10月6日(火)から開講し3月16日(火)までの予定でパソコン教室を開催します。



講義状況

報告

経営者向けセミナー「お金の守り方と増やし方」

7月28日(火)に経営者向けセミナー「お金の守り方と増やし方」を東村山法人会館にて開催しました。講師に株式会社日本PBパートナーズ代表取締役 松田浩吉 氏をお招きし、加速するインフレの原因と未来を知り正しいお金の守り方と増やし方についてわかりやすくご説明いただきました。参加者も熱心に聴講し、質問なども交えて充実したセミナーになりました。



講 師
株式会社日本PB
パートナーズ
代表取締役 松田 浩吉 氏



講義状況

報告

生成ＡＩの専門職実務での活用術

8月26日(水)に生成ＡＩの専門職実務での活用術を東村山法人会館にて開催しました。講師に合同会社北村由衣　代表社員 北村由衣 氏をお招きし、生成ＡＩの基礎知識から具体的な活用方法までを解説いただきました。また、文書作成や業務効率化など実際の活用例をChatGPTを活用しながらわかりやすくご説明いただきました。今回のセミナーには多くの方にご参加いただき、たいへん充実した時間となりました。



講 師
合同会社北村由衣
北村 由衣 氏



講義状況

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談



1. 申し込み方法

(1) **東京法人会連合会　事業課** あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土･日･祝日を除く午前9時～午後4時）

(2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

(3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。

(4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。

(5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。**(同一会員の相談は**月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

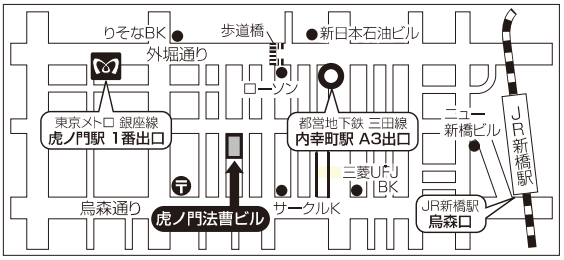
成和パートナーズ法律事務所(令和2年1月6日　羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号　虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541　FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄　都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ　銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

●無料相談時間は1時間までです。
（東京法人会連合会が負担します。）
●時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
●料金は延長30分ごとに、5,500円(税込)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合せ先　（一社）東京法人会連合会　TEL:03-3357-0771

ご案内

市民・産業まつり法人会ブース出展

今秋開催される市民･産業まつりに法人会ブースを出展予定です。税金クイズを行い、市民の皆様に税について知ってもらうように働きかけるとともに法人会のPRを行います。税金クイズに答えて頂いた方に鉢花や花の種などをプレゼントします。是非お立ち寄りください。

令和8年 10月18日(日)

- 清　瀬　市：けやき通り

令和8年 11月7日(土)・8日(日)

- 東 村 山 市：東村山市役所・天王森公園周辺

令和8年 11月14日(土)

- 小　平　市：小平市役所周辺
- 西 東 京 市：西東京いこいの森公園
- 東久留米市：東久留米駅西口 まろにえ富士見通り



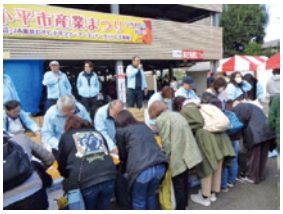
昨年度のきよせ市民まつり



鉢花をプレゼント



昨年度の西東京市民まつり



税金クイズに挑戦

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。人脈をより広げられるか。



その答えは、法人会にあります

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー



1998年にねじの販売から創業した株式会社アジャストは、精精密切削加工を中心に日本のモノづくりを支えてきました。最大の強みは、100社超の協力工場との網を活かした一貫対応力です。試作や小ロット、難加工にも寄り添い、設計･調達課題を解決します。さらに、現場の課題から生まれた冷凍車用軽量間仕切り「かるがーる」も開発。他社比約30％軽量で、優れた気密性・耐久性によりドライバーの負担を大幅に軽減します。予算やニーズに合わせた「アジャスト力」で、多様なアイデアをカタチにします。

〈法人名〉(株)アジャスト
〈代表者〉保谷　博
〈住　所〉東久留米市柳窪5-4-12
〈T E L〉042-479-1861
〈支　部〉東久留米第4支部(賛助会員)

ひと ひと

西東京第2支部
清水商事株式会社 代表取締役

清水 正幸さん



会社のアピール

東京ガスグループ、TOTOリモデルクラブ会員として安心安全信頼の仕事をモットーにガス、水まわり、リフォーム設備工事を通じてお客様の豊かな生活にむけて手助けできるように努めています。

私の人生

守り、繋いで、まわりに感謝して貢献する

東京タワー完成、巨人軍長嶋茂雄デビューの昭和33年8月谷戸の地で先代の父正夫の長男として生まれ、小中高と野球部で鍛えられ大学の頃から自覚し、家守墓守後継者として生きてく覚悟を決意しました。

野球で培ってきた体力精神礼儀を活かし、同業の東京ガス関連の会社に3年修業として働き、昭和58年に清水商事に戻り後継者としてスタートしこの年結婚し、子供も3人授かりました。

中卒の親父が創業し築き上げた会社、人脈信頼人作りのため、地元の商店街、農協、商工会、消防団、神社世話人、法人会などに入り奉仕修練友情を築き上げてきた親父を尊敬しました。

有限から株式に順調に伸ばしていましたが、バブル崩壊東京ガスのチャネル政策、エネルギーの自由化に伴い厳しくなる中、平成24年に白血病で78歳で親父が亡くなり、相続を機に今の会社に変えて16期経ちました。経営者として30年、会社は小さくなりましたが、32歳の末っ子長男の息子が5年ほど他会社で修業し戻り、一緒に働いています。親父から譲り受けた土地スタンド跡地の駐車場も整備し、賃貸マンションと駐車場を建築中、来春竣工し次代に繋ぎます。親父と同様に各地域団体に入りお付き合いさせていただいていますが、家業あってのボランティアです。

母親の自宅介護、孫の世話、息子の後継者教育と何かと忙しい日々ですが健康に気を付けて頑張り、まわりの人に感謝、大切にして社会貢献に励み、会社を伸ばし家守墓守会社経営を繋げていきたいと思います。

新しもん好き、寡黙で心配りのできるお人好しな性格の68歳親父です。社訓「誠実、和、努力」をモットーに精進して励みますので、今後ともよろしくお願いいたします。







今の人生に思うこと

人が、人と違うということ。

それは大きな資源だと思う。

人はそれぞれ、別々の人生のステージに立っています。

社会に出て、ひとり暮らしを始める若者もいれば、家族を持ち、子育てに奔走するパパやママも。親の介護に追われる人もいます。

ひとはそれぞれ、別々のアイデンティティーを持っています。戸籍や家族、セクシュアリティーや家族のかたち、身体的な特徴など、様々な個性をもって。ただ一人の自分を生きています。

人は人と違う。だからこそ、人は強い。

自分とは異なるスタイルや価値観、バックグラウンドを受け入れようと試行錯誤する中で、社会は鍛えられ、より良い未来が生まれる。人から人へ、エネルギーをつないでいく私どもの仕事。

要となるのは、何よりも、ともに働く仲間とのつながりです。時代はキャッシュレス、IT自動化が進み、わが社も変革期をむかえています。昭和で30年、平成で30年生き抜き、令和の時代一年一年を会社のため、家族のために尽くして歩み、生きたいと思います。

新年賀詞交歓会のご案内

日　時　令和9年1月18日(月) 17時10分開会

場　所　ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

参加負担金　正会員2,000円／賛助会員3,000円／一般10,000円／新入会員 無料
※当日いただきます。

恒例の福引大会と新入会員紹介行事を計画しています。
是非、ご参加下さい。


昨年度賀詞交歓会



昨年度新入会員紹介


昨年度福引大会
(会長賞)

※新春講演会は15時30分から開催されます。詳細はP9をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局
☎042-394-7654



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641　FAX 03-3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

会統一会員増強期間お知らせ等

会統一会員増強期間▶ 10月15日(木)～11月14日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為には、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

なお、東村山法人会員の皆様には新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さいますようお願い申し上げます。

ご案内

各ブロック会員増強決起大会のご案内

令和８年度の東村山法人会統一会員増強デーを10月15日(木)とし、会員増強期間が同日から11月14日(土)の間に設定される中、各ブロックの会員増強決起大会が下記の日程で予定されています。細部の開催時間や開催場所等については会員の方々に改めてご案内します。

ブロック等	開 催 日	場　所
東村山ブロック	10月21日(水)	ブロックバス旅行
小平ブロック	10月21日(水)	橙や
西東京ブロック	10月30日(金)	谷戸いちょうホール
東久留米ブロック	10月21日(水)	ブロックバス旅行
清瀬支部	10月15日(木)	楓

昨年度各ブロック
会員増強決起大会



東村山ブロック



小平ブロック



西東京ブロック



東久留米ブロック



清瀬支部

ブロック・支部活動実施報告

東村山第2支部

8月27日(木)、久米川ボウルにて毎年恒例の支部ボウリング大会を開催致しました。

支部内の事業所から、総勢40名を超える参加者がありました。

各事業所から協賛もいただき、昨年同様、盛況のうちに無事終了いたしました。

記　広報委員　森津 幸介



小平ブロック

9月4日(金)、東村山法人会小平ブロック主催の親睦バス旅行で、秋の東京を満喫しました。 まずは話題の「豊洲 千客万来」を散策してお買い物を楽しみ、昼食は「グランドニッコー東京台場」にて豪華なホテルランチを堪能しました。午後は「ルミネよしもと」を訪れ、人気芸人によるお笑いライブで大いに盛り上がりました。会員同士の親睦を深めながら、食べる・笑う・楽しむの三拍子が揃った、笑顔と笑顔がつながる充実した一日となりました。

記　第3支部長　下山 俊彦







報告

厚生連絡協議会実施報告

9月10日(木)法人会館において本部役員と組織・厚生委員及び受託保険会社の幹部並びに推進員の方々が一堂に会し、厚生連絡協議会が開催されました。

長谷山組織・厚生委員長次いで高橋会長の挨拶の後、大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険から各社の福利厚生制度と「福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“ネクストチャレンジ100”」の進捗状況等が報告され、法人会の福利厚生制度について更に認識を深めるとともに、各社推進員の紹介が行われました。

協議会終了後は意見交換会が行われ、本部役員と受託保険会社幹部および推進員との親睦が深められました。


厚生連絡協議会の状況


意見交換会の状況


三沢副会長による締めの挨拶

令和8年11月・12月 法人会行事のご案内

令和8年10月1日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場所
11/ 4(水)	13:00~15:00	決算法人説明会	法人会館	11/17(火)	16:00~17:00	第2回支部会計担当者会議	法人会館
〃	16:00~17:00	第3回事業研修委員会	〃	11/18(水)	13:00~16:00	国土工営事業承継無料個別相談会	〃
11/ 5(木)	16:00~17:00	第3回税制・社会貢献委員会	〃	11/19(木)~20(金)		青年の集い(島根大会)	松江市総合体育館、くにびきメッセ
〃	9:00~16:30	【三法連】青連協会員交流・研修会	国立オリセン	11/19(木)	13:00~16:00	おなやみ相談会	法人会館
11/ 6(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座⑥	〃	〃	15:30~20:00	武蔵府中法人会60周年記念行事	府中の森芸術劇場
11/ 7(土)	10:00~16:00	東村山市民産業まつり	市役所・天王森公園周辺	11/20(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座⑧	法人会館
11/ 8(日)	10:00~16:00	〃	〃	〃	15:30~17:00	第4回組織・厚生委員会	〃
11/ 9(月)	午前10:00~12:00 午後14:00~16:00	年末調整実務研修会①	法人会館	11/25(水)	13:00~15:45	新設法人説明会	〃
11/10(火)	15:00~16:00	第7回税務教室	〃	〃	13:30~	立川都税事務所長感謝状贈呈式	立川合同庁舎3階
11/11(水)		オンラインはじめての経理実務	オンライン	11/27(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座⑨	法人会館
11/12(木)	16:00~17:00	第4回広報委員会	法人会館	12/ 3(木)	14:30~15:00	第2回正副会長会議	〃
11/13(金)		東村山税務署納税表彰式	ルネこだいら	〃	15:00~15:30	第2回本部役員選考会議	〃
〃	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座⑦	〃	〃	15:30~17:00	第3回理事会	〃
11/14(土)	10:00~15:00	小平市産業まつり	小平市役所等	12/ 4(金)	13:30~16:00	決算書・法人税申告書作成講座⑩	〃
〃	10:00~16:00	西東京市民まつり	西東京いこいの森公園	12/ 8(火)	14:00~14:30	第3回女性部会役員会	〃
〃	12:00~17:00	東久留米市市民みんなのまつり	まろにえ富士見通り	〃	14:40~15:30	絵はがきコンクール選考会	〃
11/16(月)	午前10:00~12:00 午後14:00~16:00	年末調整実務研修会②	法人会館	12/15(火)	14:00~16:00	個別融資相談会	法人会館
11/17(火)	14:00~16:00	個別融資相談会	〃	12/17(木)	13:00~16:00	おなやみ相談会	〃

詳細は東村山法人会事務局(☎042-394-7654)にお問い合わせ下さい。

東京都最低賃金改正のお知らせ

※東京都最低賃金は、令和8年10月1日から **時間額1,280円** に改正されました。

東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます。

問合先
- 東京労働局賃金課最低賃金係(☎ 03-3512-1614)
  または、最寄りの労働基準監督署へ
- 「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。
  詳しくは、東京働き方改革推進支援センター(☎ 0120-232-865)

東京労働局HP

「賃上げ」支援助成金パッケージはこちら

Business Guard

AIG AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



New 事業用建物・設備への地震単独補償 シン・地震保険 守護震 企業財産保険(ニュープロパティーガード)財物損害補償特約N等

被災時の休業補償 地震休業サポート 地休力 企業財産保険(ニュープロパティーガード)財物損害補償特約N等

政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償 ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

地域社会に貢献する ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険 ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策 サイバーリスク対策 情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン WorldRisk®

AIG損害保険株式会社
URL:https://www.aig.co.jp/sonpo

お問合せ先
西東京支店
TEL. 042-639-0720 FAX. 042-646-1850
午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましてはパンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。2026年6月時点の内容です。

(26-073011)(ART)

Recipe レシピ



『蒸しナス』

東久留米第１支部
野島　貞夫さん

材　料

- ナス…中4本
- ネギ
- ニンニク
- ショウガ

〈調味料〉

- 塩コショウ…少々
- 砂 糖 ……少々
- 醤油……小さじ2
- お酢……小さじ2
- 胡麻油…小さじ1

作り方

1 ナスを洗って、ヘタを切り落とし、ナスの真ん中から2個分を切り、

2 ナスを12分蒸します、箸で挿して、ナスは軽く通すと、火を止め、（熱いから気をつけて）ナスを大皿に移します。

3 ネギをみじん切り、ニンニクとショウガをおろして、調味料をナスにかけて混ぜると完成です。

POINT!
このまま熱いのうちにも美味しいですが、
冷蔵庫に冷やしたら、更に美味しくなります！

募集 あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します！



本誌の表紙を飾る写真と**あなたの趣味に関する記事**を募集しています。
写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。
趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させて頂きます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

▶写真
2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)

▶記事(文書)
200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先

東村山法人会事務局　広報担当宛て
〒189-0014　東村山市本町1-23-6
TEL：042-394-7654
e-mail：
info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

プレゼント

表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP
QRコード
スマートフォン等で
読み取りしてください。

公益社団法人東村山法人会報［307号］　令和8年10月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会　編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014　東京都東村山市本町1-23-6　TEL 042-394-7654
https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/
制作：株式会社 国栄

禁無断転載